

## 鹿児島県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

(平成26年6月30日 教育長決裁)

(最終改正 令和6年4月26日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の趣旨に基づき、家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要綱に基づく給付金は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」又は「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）」に該当するものとして取り扱うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する高等学校等並びに高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第2条に規定する高等学校等専攻科（以下「専攻科」という。）のうち国公立の学校等をいう。
- 2 高校生等 前号に定める高等学校等に在学する生徒（聴講生及び科目履修生を除く。）をいう。
- 3 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項第4号に規定する生計維持者をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、当該年度の7月1日（7月2日以降に入学することが高等学校等の学則に定められている場合は当該年度の11月1日、新入生において、4月から6月分に相当する額の前倒し支給（以下「前倒し支給」という。）を希望する場合、4月から6月相当額の申請に係るものは当該年度の4月1日、家計急変による経済的理由から保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる者（生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）を除く。以下「家計急変世帯」という。）について、7月2日以降の家計急変による申請の場合又は着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である世帯において、支給額の加算を行う場合、災害等が発生した日が7月2日以降の場合は、申請のあった翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）の1日。以下「基準日」という。）において、別表に定める区分に属し、かつ、次の各号の全てに該当する者の保護者等とする。

- 1 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する支給対象者又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者。（家計急変による申請の場合を除く。）
- 2 保護者等が鹿児島県の区域内に住所を有している高校生等
- 3 休学していない高校生等。ただし、休学が病気その他やむを得ない理由によるもので、その期間が短期間である場合はこの限りでない。

(4) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」に基づき、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く。）が措置されていない高校生等。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該高校生等を算定の基礎とする給付金の支給を受けることができない。

- 1 当該年度において、既に1人の高校生等につき鹿児島県教育委員会（「以下「県教育委員会」という。）、その他の都道府県等から、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に基づく給付金の支給を受けている場合
- 2 既に1人の高校生等につき通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、専攻科に通う高校生等は、専攻科在学中に通算2回（修業年限が1年の場合は1回））の支給を受けている場合。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の支給対象者については、この回数に1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回）を加える。
- 3 家計急変世帯において、申請後、支給決定までに家計急変の状況が解消された場合。

(給付金の支給額等)

第4条 給付金の支給額は、別表に定めるところによる。

なお、着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度制服の購入が必要である世帯（生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）を除く。）については、当該災害等につき1回に限り、別表で定めた支給額に64,800円を加算することができる。

(受給申請等)

第5条 保護者等は、奨学のための給付金受給申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、基準日が4月1日の場合にあっては5月31日、7月1日の場合にあっては7月31日、11月1日の場合にあっては11月30日、（それらの日が土曜日、日曜日又は休日当たるときは、その日後において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）までに（家計急変世帯にあって7月2日以降の家計急変による申請の場合又は前条に定める支給額の加算を行う場合について、災害等が発生した日が7月2日以降の場合は随時）県教育委員会に申請するものとする。ただし、県教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- 1 生活保護受給世帯（生業扶助が行われている世帯）の場合
  - A 在学証明書
  - I 生業扶助の措置状況が分かる証明書
  - U その他県教育委員会が必要と認める書類
- 2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の場合（次号及び第4号の場合を除く。）
  - A 在学証明書
  - I 保護者等全員の個人番号カードの写し等又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
  - U その他県教育委員会が必要と認める書類
- 3 前号の世帯に扶養されている通信制及び専攻科以外の高等学校等に通う高校生（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の場合
  - A 在学証明書
  - I 保護者等全員の個人番号カードの写し等又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
  - U 高校生等（第3条第1項各号の全てに該当する者に限る。）以外に、基準日の年齢が15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが確認できる書類

- エ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (4) 生活保護受給世帯及び保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている専攻科に通う高校生等がいる場合
  - ア 在学証明書
  - イ 生活保護受給証明書又は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類
  - ウ その他県教育委員会が必要と認める書類
- (5) 家計急変世帯に扶養されている高校生等がいる場合
  - ア 在学証明書
  - イ 家計急変の発生事由を証明する書類
  - ウ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
  - エ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類
  - オ その他県教育委員会が必要と認める書類

2 前項により提出された書類に記載された事項のうち、高校生等氏名、保護者等氏名及び支給方法又は振込先口座に変更が生じたときは、奨学のための給付金申請事項変更届(別記第2号様式)を県教育委員会に届け出なければならない。

3 前条に定める支給額の加算を行う場合、第1項に掲げる書類に加えて、次に掲げる書類を提出するものとする。

なお、既に当該年度の受給申請書等を提出している場合であって、記載内容に変更がない場合は、受給申請書及び第1項各号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 罹災証明書等
- (2) 着用及び購入に係る証明書(別記第3号様式)

(保護者等が死亡した場合の届出)

第6条 給付金を受給しようとする保護者等が、基準日の翌日以降から支給決定がされる前の間に死亡した場合、その受給資格を承継する保護者等は、受給資格承継届(別記第4号様式)に関係書類を添えて、県教育委員会に届け出なければならない。

(基準日における世帯状況の調査)

第7条 県教育委員会は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護受給の有無、道府県民税及び市町村民税の課税状況、その他給付金の支給を行うために必要があると認める場合、保護者等の同意に基づき、各市町村及びその他関係機関に確認することができる。

(支給の決定等)

第8条 県教育委員会は、第5条の規定による申請を受理したときは、これを審査して支給の可否を決定し、支給を決定したときは奨学のための給付金支給決定通知書(別記第5号様式)、却下したときは奨学のための給付金却下通知書(別記第6号様式)により、保護者等に通知するものとする。

(支給日)

第9条 給付金は、支給を決定した日の属する月の翌月末日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに支給する。ただし、県教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(支給回数)

第10条 支給回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制は4回、専攻科に通う高校生等は年1回、専攻科在学中に通算2回(修業年限が1年の場合は1回))を上限とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の支給対象者については、この回数に加えて1回(定時制、通信制の高等学校等に通う

高校生等は最大で2回まで)支給することができる。

なお、前倒し支給については、年1回の支給を4月から6月分相当額と7月から翌年3月分相当額に分割して支給するものとする。

2 第4条における支給額の加算については、支給回数に含めないものとする。

(給付金の支給)

第11条 給付金は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第10号の規定により資金を前渡する。

(給付金の代理受領)

第12条 前条に基づく給付金の支給において、高等学校等の長は、保護者等から奨学のための給付金委任状(別記第7号様式)の提出がある場合は、給付金を代理受領し、授業料以外の教育費に係る債権の弁済に充てることができる。

(支給決定の取消)

第13条 県教育委員会は、保護者等が偽りその他不正の手段により支給決定を受けたときは、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(給付金の返還等)

第14条 県教育委員会は、前条の規定により取り消したときは、その旨を通知するものとし、支給された給付金を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱に基づく給付金の支給については、平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等に入学した高校生等から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月8日から施行する。

2 オンライン学習に係る通信費を負担している又は令和2年度中に負担する見込みである場合は、令和2年度においては、別表の区分2から5について、オンライン学習に係る通信費相当額として一人当たり年額10,000円(月額に換算する場合は、1,000円(6月から翌年3月の10月))とし、前倒し支給を行う場合、4月から6月分相当額は1,000円、7月から翌年3月分相当額は年額から4月から6月分相当額を差し引いた額(4月

から6月分相当額が、7月1日現在の状況に応じた支給額を上回る場合は、4月から6月分相当額を年額とする。)、家計急変世帯において、7月以降の家計急変による申請の場合は、申請のあった翌月以降の月数に1,000円を乗じた額とする。)を加えて支給する。

なお、支給に当たって、保護者等は、第5条の書類に加え、オンライン学習の通信費に係る負担状況を確認できる書類を提出するものとする。

附 則

- この要綱は、令和3年3月10日から施行する。
- 令和2年度においては、第8条の支給決定(前倒し支給の支給決定を除く)を受けた者について、別表の区分3については一人当たり26,100円を区分2、4及び5については一人当たり12,000円を上乗せ支給する。
- 前項の上乗せ支給に当たっては、再度の第5条の受給申請は要しないものとし、第8条の奨学のための給付金支給決定通知書(別記第4号様式)による保護者等への通知は行わないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した高校生等については、令和4年度の奨学のための給付金の支給において、第2条第3号の「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和6年3月18日から施行する。
- 第4条における支給額の加算については、令和6年1月1日以降に発生した災害等によるものとし、令和6年能登半島地震により喪失・毀損した場合については、第5条第3項によらず、誓約書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

別表

区 分		高校生等1人当たり の給付金支給額	支給対象経費
1 生活保護受給世帯(生業扶助が行われている世帯)に属している専攻科以外の高校生等		年額 32,300円	修学旅行費等
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等(1又は5の場合を除く。)	2 通信制高等学校等に通う高校生等	年額 50,500円	教科書費, 教材費, 通信費, 学用品費, 通学用品費, 教科外活動費, 生徒会費, P T A会費, 入学学用品費等
	3 通信制以外の高等学校等に通う高校生等(4の場合を除く。)	年額 122,100円	
	4 2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	年額 143,700円	
5 生活保護受給世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている専攻科に通う高校生等		年額 50,500円	教科書費, 教材費, 通信費, 学用品費

(注1) 本表における「高校生等」は第3条第1項各号の全てに該当する者をいう。

(注2) 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て年額50,500円を用い、通信制以外の高校生等(専攻科除く)は、全て年額143,700円を用いる。

(注3) 前倒し支給を行う場合、4月から6月分相当額は本表の区分に応じた支給額に四十分の一を乗じた額(1円未満の端数切り捨て)、7月から翌年3月分相当額は年額から4月から6月相当額を差し引いた額とする。ただし、4月から6月分相当額が、7月1日現在の状況に応じた支給額(年額)を上回る場合は、4月から6月分相当額を年額とする。

(注4) 家計急変世帯(前倒し支給を行った世帯を含む)においては、7月1日までに家計が急変したことによる申請の場合は本表の2から5の区分に応じた支給額、7月2日以降に家計が急変したことによる申請の場合は本表の2から5の区分に応じた支給額の範囲内において、前倒し支給を行った額と本表の2から5の区分に応じた額について、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額(1円未満の端数切り捨て)を合算した額を年額とする。